

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県沿岸漁業経営再建特別資金利子補給要綱</p> <p>(第1～26条 省略)</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この要綱は、平成19年8月28日から施行する。</u></p> <p><u>2 第10条第3項に定める利子補給承認申請書の受付は、令和8年3月31日をもって終了する。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、同日までに申請を行い借受が認められた者に対する貸付については、なお従前の例により行う。</u></p> <p><u>4 この要綱は、令和13年12月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補給金については、第16条及び第21条から第25条までの規定は、同日以降も、なおその効力を有する。</u></p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成21年7月18日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年7月21日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県沿岸漁業経営再建特別資金利子補給要綱</p> <p>(第1～26条 省略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成19年8月28日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成21年7月18日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年7月21日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>

新旧対照表

<p>附則</p> <p>この要綱は、令和3年12月28日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和4年12月6日から施行し、11月1日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年3月31日から施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p>この要綱は、令和3年12月28日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和4年12月6日から施行し、11月1日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p>
--	---